

## 第 4 回 流 山 市 行 政 区 域 制 度 審 議 会 会 議 録

- 1 日 時 平成 2 8 年 9 月 3 0 日 ( 金 ) 午後 2 時開議
- 2 場 所 流山市役所 第 1 庁舎 3 階 庁議室
- 3 出席委員 大越委員、中島委員、三添委員、馬渡委員、多田委員、大熊委員、  
木原委員、篠原委員、吉田委員、鈴木委員、小泉委員、秋葉委員、  
飯高委員
- 4 欠席委員 中西委員、有本委員、千葉地方法務局職員
- 5 出席職員  
( 事務局 ) 水代総務部長、早川総務部次長兼総務課長、吉原課長補佐、齋藤主事  
石野まちづくり推進課長、染谷係長  
須郷コミュニティ課長
- 6 議 題 ( 1 ) 字の区域及び名称の変更について ( 答申 )  
( 2 ) その他
- 7 会議時間 開会 午後 2 時 0 0 分  
閉会 午後 2 時 3 0 分
- 8 傍 聴 人 1 人

## 9 議事要約

### < 会 長 >

それでは、ただいまから、第4回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

はじめに、本日の委員の出席状況について報告します。  
流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日の会議は、委員16名中13名の出席、3名の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

議事に入ります前に、会議資料の確認を行います。事務局お願いします。

### < 総務部 早川次長 >

それでは、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料につきましては、事前に開催通知に同封して送らせていただいております。

1枚目 木地区の字の区域及び名称の変更について（答申案）

2枚目 別紙 木地区の字の区域及び名称の変更案について

また、前回までに使用した会議資料についても、お持ちいただくこととなっております。

資料の不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（意見なし）

### < 会 長 >

それでは、次第2の「議題」の（1）「字の区域及び名称の変更について（答申）」に入ります。

この件につきましては、前回7月22日に開催された会議において、各委員の意見をお伺いし、おおむね提示した変更案に賛同いただけるということになりましたので、会長及び職務代理者において答申（案）を

作成し、各委員に送付した上で、次の審議会で確認をし、集約を図ることとなっております。

それに従いまして、今回の審議会を迎えるに当たり、職務代理者とともに、市事務局の助言を求めつつ、前回までの審議会でいただいた委員の皆様のご意見を集約した答申（案）を作成し、事前に送付させていただきました。

まず初めに、主な内容としましては、「1 はじめに」の章で、答申を作成するに至った経緯をまとめております。

次に、「2 審議会の開催状況」の章では、審議の経過を簡潔にまとめております。

最後に、「3 答申」の章で、具体的に、今回の答申に対する皆さまの意見を反映した内容となっております。

それでは、答申書を読み上げさせていただきます。

（答申書を一読）

答申書の内容につきまして、事務局から補足説明はありますでしょうか。

< 総務部 早川次長 >

事務局から答申案に添付されている図面に関して、補足説明をします。前回お配りした図面から、一部について表し方が変わっているところがあります。

まず、木一丁目及び木二丁目と南流山9丁目の境についてですが、前回まではやや直線的に道路を区切っておりましたが、道路の隅切りに沿って区画を区切る形として、より明確なものにしました。

また、図面の見方、又は、とらえ方について一つお願いがございます。朱色で示した字の区域を示す線についてですが、この線については、正確な線の位置としては、今後、本審議会の答申が得られましたら、その答申に基づいて市の成案の決定を行います。のちに市議会の承認を得るために向けて行ってまいります、一筆、一筆地番と照らし合わせて区域を定めていく作業、これは専門の技能を持つ事業者に委託して実施しますが、この作業に伴い確定するものをご了解くださいますようお願いし

ます。

といいますのは、例えば、江戸川の堤防沿いの字の区域を示す朱色線の位置につきましては、現場の道路が図面上では相当湾曲している部分があります。したがって、公図などと照らし合わせて正確に設定する必要があります。こうした作業の結果に基づいて変更後の字の区域の範囲が確定することになります。

つきましては、朱色の線については、正確にとらえると若干の修正・調整されていくものであるということを御理解いただきたいと思っております。

こうした作業における字の区域の変更作業につきましては、答申がいただけたら、答申の趣旨に沿って実施してまいりますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

< 会 長 >

それでは、「木地区 字の区域及び名称について(答申案)」について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をしていただき、その中から私が指名しますので、指名された方は、自治会名又は役職名と氏名を名乗った上で、マイクを使って発言をお願いします。

それでは、いかがでしょうか。

( 発言者なし )

< 会 長 >

意見のある方がいらっしゃいませんが、この答申について変更なしとして、今回提案させていただいた「木地区の字の区域及び名称の変更について(答申案)」に賛同いただけるということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり。一同拍手)

< 会 長 >

ありがとうございます。それでは、この答申案をもって、行政区域制度審議会の「木の字の区域及び名称の変更における答申」といたします。

皆様のご協力により答申がまとまりましたので、次の「議題（２）その他」に移ります。事務局、お願いします。

< 総務部 早川次長 >

答申をまとめていただきましてありがとうございます。

字の区域及び名称の変更につきまして、今後の進め方について申し上げます。ただいまお配りしております、「木地区 字の区域及び名称の変更に係るスケジュール（概要）」をご参照ください。

このスケジュールは、第１回審議会で配布させていただいたスケジュール案に、これまでの審議の経過と住民の皆様の今後の手続きに関わる内容を加えたものになります。

今後のスケジュールとしましては、まず初めに、本日答申をまとめていただきましたので、後日、会長から市長に答申書を提出していただきます。その日程については、平成２８年１０月３日（月）を予定しております。なお、市長に提出した答申書の写しは皆様に翌日以降送付します。

また、答申書を元に、市の内部会議である政策調整会議、庁議を経まして、市の成案を決定します。成案の内容につきましても、決定後に皆様へ郵送にてご報告します。

その後、地方自治法第２６０条第１項の規定により、変更案について議会の承認を得る必要があります。この規定に基づき、議会に字の区域及び名称の変更案を上程するための議案用の図書類の作成を行い、平成２９年９月の市議会に議案を上程してまいります。

議決結果につきましても、議決後に皆様へ郵送にてご報告します。

なお、字の区域及び名称の変更に伴う住民の皆様が行う手続きにつきましては、議決後、準備・周知期間を経て、土地区画整理事業の換地処分終了以降に行うこととなります。手続きについて住民の皆様へ周知させていただく時期がまいりましたら、手続きを御案内する通知文等を配布させていただきますので宜しくお願いいたします。

周知時期としましては、現在検討中ですが、前回の平成１９年度において、字の区域及び名称が変更になった三輪野山を例にとりますと、おおよそ換地処分の１か月前を参考として記載しています。

なお、字の区域及び名称の変更に伴う手続きにつきましては、流山区

画整理事務所において行われている土地区画整理事業の進捗に基づいて進めなければなりません。そのため、土地区画整理事業の進捗によっては、時期が変動する可能性がございますので、その旨あらかじめご理解をいただきたいと思えます。

以上、あらましですが、このようなスケジュールで進めていく予定ということの説明させていただきました。

最後になりますが、秋葉会長及び中島職務代理者をはじめ各委員の皆様には、貴重なお時間を割いていただき、答申をまとめていただきましたことに対しまして心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。事務局からは以上でございます。

#### < 会 長 >

それでは、審議してまいりました字の区域及び名称の変更についての最終決定は、市議会での議決であるということでございます。

さて、本審議会におきましては各委員の皆様の協力により、全4回の審議を経て、木地区の字の区域及び名称の変更について答申をまとめることができました。我々といたしましては、本審議会の答申のとおり決定されることを願うところでございます。

その間、委員各位におかれましては、それぞれの地域の意見集約等ご苦勞なされたことと存じます。多大なるご支援・ご協力をいただきまして、心から御礼申し上げます。最後にはなりますが、新たな字名が流山市民に親しまれることを切に願いまして結びといたします。

#### < 三添委員 >

確認をしたいことがございます。先ほどのスケジュールの話の中で、住民の手続きの部分です。

我々住民は、親戚や知人に対して住所変更のお知らせをすることとなり、はがきを用意する必要がありますが、はがきについては、市の対応としてはどうなのでしょう。西平井に関する行政区域制度審議会の議事録を見ますとはがきを準備していただくと書いてあったのですが、今回も同様の対応をしていただけるのでしょうか。

もう一点ですが、住所変更をしますと、免許証等の変更など公的機関に書類を提出する必要があります。その書類手続について、住民票等の

証明書の発行手数料はどうなるのか、教えていただきたいです。

< 総務課 吉原補佐 >

三輪野山地区の例になりますが、住民の方がお知らせしていただくためのはがきを50枚用意していました。この件については、郵便局の協力を得て行っており、今回についても、郵便局と協議していきたいと考えております。

変更等に必要な証明書については、同じく前回（三輪野山地区）のときは「住所変更証明書」を1人につき5枚ずつ送付させていただいております。この「住所変更証明書」によって、基本的には手続の対応ができると考えております。

なお、証明書の追加発行については、総務課にて無料で発行しています。

< 会 長 >

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

長時間にわたり貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。